共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料、技術評価資料及び総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。

① 提出期間　平成27年12月15日（火）から平成28年１月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

② 提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、記４⑶①の期間に、記４⑴に郵送すること（書留郵便に限る）

⑷ 開札（入札執行）の日時及び場所

① 電子入札による入札の締め切り　平成28年３月７日（月）から平成28年３月９日（水）までの10時00分から16時00分

② 郵送による入札書の提出期限（紙入札参加の届出を行った場合、書留郵便に限る）　平成28年３月９日（水）16時00分までに記４⑴に郵送すること（書留郵便に限る。）

③ 開札日時　平成28年３月10日（木）11時00分

④ 開札場所　中日本高速道路株式会社　東京支社

5　その他

⑴ 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除。

② 契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷ 総合評価技術提案資料の提出　本工事の総合評価技術提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、総合評価技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価技術提案資料を提出すること。総合評価技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

⑸ 総合評価技術提案資料のヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。

⑹ 総合評価技術提案の採否　総合評価技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、総合評価技術提案による競争参加通知を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、総合評価技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺ 落札者の決定方法　落札者となるべき者の決定方法は、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札予定者とし、その者が提出した単価表を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札者としないものとする。

⑻ 落札決定の取り消し等　申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑼ 「調査基準価格」を下回る入札を行った者

「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。

なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑽ 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑾ 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑿ 提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒀ 手続における交渉の有無　無

⒁ 契約書作成の要否　要

⒂ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒃ 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。

⒄ 競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒅ 詳細は入札説明書による。

⒆ 契約締結後に配置する技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。

・基礎工工事に関する工事経験を有する技術者は、基礎工工事が稼動している期間：平成28年11月から平成30年９月を予定

・下部工工事に関する工事経験を有する技術者は、下部工工事が稼動している期間：平成29年11月から平成31年７月を予定

・ＰＣ上部工工事に関する工事経験を有する技術者は、ＰＣ上部工工事が稼動している期間：平成31年２月から平成32年９月を予定

① 監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

② 主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

③ 現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の同種工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）

(ｱ) 同種工事　（下記(a)、(b)、(c)及び(d)を必要とする。）

(a) 躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）25.0m以上のコンクリート橋脚の新設工事

(b) 大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

(c) １基当たり底面積（作業室面積）30㎡以上あるニューマチックケーソンを施工した工事

(d) 片持張出し架設工法により架設した最大支間長50m以上あるＰＣ箱桁橋の工事